

「犯罪被害者等法律援助」

ができます

▶ 援助のポイント

- ✓ 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が、**刑事・民事・行政関連**の様々な対応について、**弁護士による包括的かつ継続的な援助**を受けられます。



【弁護士による援助の例】



法律相談



犯罪被害者等給付金の申請



捜査機関への同行



示談交渉



損害賠償の請求

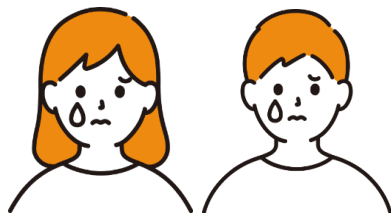
✓ 制度の利用は、原則として**無料**です。

※ 相手方から一定額以上の金銭等が回収できた場合には、援助にかかる費用の全部又は一部をご負担いただく場合があります。（犯罪被害者等給付金等からはご負担いただきません）

✓ **令和8年1月13日以降**に被害にあわれた方が対象です。

▶ ご利用いただける方

別に定める資力要件を満たし、下記に該当する方



- ① 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害者等
（殺人、傷害致死、強盗致死、危険運転致死等） ※未遂を含みます。
- ② 刑法における一定の性犯罪等の被害者等
（不同意性交等、不同意わいせつ等） ※未遂を含みます。
- ③ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により治療期間が3か月以上又は一定の後遺障害（後遺障害等級第14級以上）の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

▶ ご利用の流れ（一例）

関係機関へアクセス



法テラスへアクセス

関係機関から弁護士へ取り次ぐ



犯罪被害者支援の経験や理解のある
弁護士の紹介を受ける



法律相談等の援助を受ける

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に向けたさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度